

8款 土木費 2項 道路橋梁費

(単位:千円)

道路橋梁総務費		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15,070				120	14,950
【施策の実施】					
道路橋梁総務に関する事業					
【施策額の内訳】					
(1) 旅費等				70	千円
(2) 消耗品費				986	千円
(3) 街路灯等電気料				5,560	千円
(4) 街路灯修繕(8件)、公用車(12ヶ月点検(1件)、車検(2件))				1,060	千円
(5) 道路賠償責任保険				650	千円
(6) 道路台帳整備委託				4,938	千円
(7) データ使用料				50	千円
(8) 借地料				456	千円
(9) 負担金				1,180	千円
(10) 補助金				120	千円
				15,070	千円
【施策の評価】					
道路台帳整備業務委託を毎年実施しており、市道の適正管理に努めているが、開発等による新規市道の認定が増えている事から、台帳整備の遅れが生じているため、状況に応じた台帳整備を行い、市道の適正管理を行う必要がある。また、近年老朽化が進む道路施設の適正な維持管理のため、将来的には膨大な道路施設のデータベースによる一元管理化を行い、計画的・効率的な補修計画により維持管理費のコスト削減を図ることが必要である。					
道路照明についても老朽化が進んでおり、適正な維持管理のため、状況に応じた改修が必要である。また、電気使用料が上がっていることもあり、照明灯のLED化などを進める事で維持管理費のコスト削減を図る必要性がさらに増してきている。					
道路維持補修事業		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
151,259	3,553	9,900	44,000	50	93,756
【施策の目的】					
道路の安全な交通環境を確保するため、道路施設全般の機能維持を図る。					
【施策の実施及び施策額の内訳】					
(繰越)					
(1) 委託費(2件、家屋調査業務委託など)				311	千円
(2) 工事費(2件(現年・繰越合併))				14,600	千円
(現年)					
(1) 修繕・手数料、消耗品 他				31,296	千円
(2) 分筆委託				5,226	千円
(3) 道路補修委託・道路清掃委託				5,121	千円
(4) 工事費(9件(うち、2件現年・繰越合併))				38,520	千円
(5) 原材料費(砕石、レミファルト、杭木)				4,670	千円
(6) 用地費(1件)				597	千円
(7) 物件補償 セットバック(4件)				1,815	千円
(8) 街路樹管理委託・立木等伐採委託				47,188	千円
(9) エレベーター維持管理委託(2基)				977	千円
(10) 雑草等除去委託				576	千円
(11) 不法投棄ごみ・家電リサイクル品処理委託				318	千円
(12) 備品購入費				44	千円
				151,259	千円

【施策の評価】

市道の不良施設箇所の改善等を行い、適正な維持管理に努めている。また、道路後退の拡幅整備を行い、市民の安全性・利便性の向上に取り組んでいるが、近年は、通学路、生活道路の安全性向上(側溝の有蓋化など)や道路冠水箇所の解消の要望が多く、今後も整備を進める必要がある。
また、道路支障とならないように地域への雑草等除去委託や不法投棄ごみ等の処理委託も行っており、今後も地域の状況等に応じて、道路管理に必要な施策を実施していく。

下町・西福童16号線整備事業(4期事業)

都市整備課

総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
77,635	38,815		34,300	2,643	1,877

下町・西福童16号線(4期事業)

L=325m W=19m H28～

【施策の目的】

本路線には病院や店舗等が隣接しており、生活道路としても重要な幹線道路である。また、物流車両が非常に多く、朝夕を中心に渋滞が発生しているとともに、歩道がなく危険な状況である。
市西部地区を南北に縦断する重要な幹線道路(都市計画道路)として整備することで、交通渋滞の解消や歩行者等の安全を確保し、道路ネットワークを構築する。

【施策額の内訳及び実施】

(繰越)

・ 用地費	677 千円	1 件	(用地買収、A=16.88㎡)
・ 補償費	4,230 千円	1 件	(物件等移転補償)
・ 工事費	32,722 千円	3 件	L≒200m,W=5.0m(現年予算と合併執行)
合計	37,629 千円		

(現年)

・ 役務費	198 千円	1 件	(不動産鑑定 N=1画地)
・ 委託費	227 千円	1 件	(物件算定 N=1件)
・ 工事費	39,581 千円	4 件	L≒200m,W=5.0m(現年予算と合併執行)
合計	40,006 千円		

【施策の評価】

R5年度は、用地取得を行った先発区間(約200m)の工事を行い、約200mの片側のみ歩道を供用できた。
R6年度は、後発区間(125m)の用地取得に着手する。

大保駅北歩道整備事業

都市整備課

総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
25,161	12,683		10,700		1,778

大保駅北歩道整備事業

L=220m W=2.0m H30～

【施策の目的】

現在、西鉄天神大牟田線の西側にある市道祇園・三沢29号線(旧県道久留米小郡線)は、交通量が多い上に路側帯も無く、歩行者は歩道もない状況で通行している。また、通学路についても安全に通学できる道路が少なく、交通安全プログラム要対策箇所となっている。そのため、西鉄天神大牟田線の東側に歩道を新設することにより、通学路と地域間往来の安全の確保及び利便性の向上が図られる。

【施策額の内訳及び実施】

(繰越)

・ 用地費	4,603 千円	1 件	(用地買収、A=88.52㎡)
・ 補償費	2,183 千円	2 件	(物件等移転補償)
・ 工事費	13,651 千円	1 件	L=126.3m,W=2.0m(現年予算と合併執行)
合計	20,437 千円		

(現年)

・ 補償費	244 千円	2 件	(物件等移転補償)
・ 工事費	4,480 千円	2 件	L=126.3m,W=2.0m(現年予算と合併執行)
合計	4,724 千円		

【施策の評価】

R5年度は、1件の用地取得を行った。
R6年度以降も引き続き、計画的な用地取得を行い、早期に道路工事を進めていく必要がある。

スマートIC設置関連事業		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15,505	1,039		10,100		4,366
【施策の目的】 小郡鳥栖南スマートインターチェンジを設置することにより、鳥栖ジャンクションという地域資源を最大限に活用した周辺開発による地域活性化を図ることを目的とする。					
【施策額の内訳及び実施】 (繰越)					
・ 工事費	3,717 千円	水路、道路付替え工事			
合計	3,717 千円				
(現年)					
・ 工事費	10,822 千円	水路、道路付替え工事			
・ 負担金	966 千円	環境調査			
合計	11,788 千円				
【施策の評価】 スマートIC設置に支障となる水路、道路の付替え工事を実施した。 令和6年度においても、早期完成に向けて引き続き工事を進める。					
市道舗装事業		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
105,225	3,555		79,400	4,761	17,509
【施策の目的】 道路の安全な交通環境を確保するため、道路舗装の機能維持を図る。					
【施策の実施及び施策額の内訳】 (繰越)					
(1) 舗装工事(2件)				3,839 千円	
(現年)					
(1) 舗装工事(16件)				101,386 千円	
				105,225 千円	
【施策の評価】 未舗装道路の舗装、舗装の改修を進め、適正な維持管理に努めている。また、通学路の路側帯については、カラー舗装を整備し、歩行者の安全性・利便性の向上に取り組んでいるが、幹線道路などを含む交通量が多い道路や整備から経過年数が高い生活道路では、経年劣化が進んでいるため、状況に応じた適正な維持管理を行っていくことが課題である。また、通学路の安全性向上のためカラー舗装の要望が多くされているが、舗装の老朽化が進んでいるため舗装の更新と併せてカラー舗装の整備を行うなど、今後も整備を進める必要がある。					
交通安全施設等整備事業		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
19,284					19,284
【施策の目的】 道路の安全な交通環境を確保するため、交通安全施設の整備・機能維持を図る。					
【施策の実施及び施策額の内訳】					
(1) 交通安全施設工事(2件)				9,389 千円	
(2) 交通安全施設修繕工事(27件)				9,895 千円	
				19,284 千円	
【施策の評価】 交通安全施設全般(道路反射鏡、区画線、防護柵等)の整備、維持管理を実施し、安全性の向上に努めているが、道路反射鏡や区画線の経年劣化が進み、更新が必要な交通安全施設が多くあるため、状況に応じた更新が必要である。なお、舗装の老朽化も進んでいるため舗装の更新と併せて区画線の更新を進める必要がある。また、近年では、通学路に対して安全対策の要望が増加している。今後も道路の安全な交通環境を確保するため、整備を進める必要がある。					

小郡・西福童3081・3086号線整備事業					まちづくり推進課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
37,188			27,800		9,388
小郡・西福童3081・3086号線 (2期事業)整備延長L=180m 幅員W=14m 交差点改良 H20～R6 【施策の目的】 現道は幅員が約5mの道路である。通学路として利用されているが歩道が無く、市道28号線(旧県道久留米小郡線)と市道16号線を接続する道路で、久留米・鳥栖方面へ向かう通勤車両が多く危険な状況である。道路利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、道路の拡幅並びに歩道の整備、交差点改良を行う。 【施策の実施及び施策額の内訳】 工事費 37,188千円(道路改良工事、舗装工事) 【施策の評価】 歩道の一部(北側)約80mの工事を行い、整備が進捗した。また、市道16号線との交差点について警察と協議し、横断歩道や信号機の整備を行うことで、利用者の安全性の向上を図った。令和6年度は2期区間の舗装工事の早期完成と、市道28号線との交差点改良工事に向けて引き続き事業を進める。					
三国・津古5310号線道路整備事業					まちづくり推進課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
38,466	17,853		17,300		3,313
三国・津古5310号線 整備延長L=96m 幅員W=6m H30～ 【施策の目的】 津古区の公民館へつながる道路であるが、現道幅員が約3mと狭く、車の離合ができない状況である。地域住民の利便性の向上を図るとともに、緊急車両の通行を可能にし安全性を確保するため、道路の拡幅整備を行う。 【施策の実施及び施策額の内訳】 用地費 2,745千円(用地買収 2件 A=66.25m ²) 補償費 35,721千円(物件移転補償 2件) 計 38,466千円 【施策の評価】 地権者と用地交渉を行い、2件の用地取得を行った。早期完成に向けて、引き続き地権者と交渉を行い、用地取得と工事の着手を目指す。					
橋梁維持補修事業【社会資本整備総合交付金】					都市整備課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
54,487	29,292		19,500		5,695
【施策の目的】 老朽化する道路橋について、長寿命化修繕計画を策定することで予防的な修繕、計画的な架替を行い、橋梁の長寿命化に伴う維持修繕費用の縮減を図る。 【施策の実施及び施策額の内訳】 (繰越) (1) 工事費 1橋(境橋(現年・繰越合併)) 11,110 千円 (現年) (1) 委託料 橋梁点検業務 122橋、補修設計業務 8橋 24,357 千円 (2) システム使用料 (道路橋維持管理システム) 265 千円 (3) 工事費 3橋(境橋・平野橋・北中尾橋(うち、1件現年・繰越合併)) 18,755 千円 54,487 千円 【施策の評価】 橋梁の長寿命化修繕計画策定を基に計画的な予防保全型の修繕が実施できており、修繕費用の縮減が図れている。 今後も随時、橋梁点検を行い、適正な維持管理に努め修繕費用の縮減を図る。					

排水路整備事業

都市整備課

総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
17,879			7,800	120	9,959

【施策の目的】

素掘り水路箇所の整備工事や適正な水路の維持管理の実施により、清潔で安全な住環境を保つ。

【施策の実施及び施策額の内訳】

(繰越)

(1) 排水路整備工事 N=1件 5,485 千円

(現年)

(1) 修繕料(水路補修等) N=5件 3,486 千円

(2) 手数料(浚渫等) N=5件 2,871 千円

(3) 清掃委託料 他 172 千円

(4) 排水路整備工事 N=3件 5,318 千円

(5) 用地費 N=1件 547 千円

17,879 千円

【施策の評価】

素掘り水路のコンクリート化や浚渫による排水不良箇所の改善等を実施した。水路は、良好な住環境を確保するとともに、治水対策としても重要な役割がある。

今後も、水路整備や浚渫等の適正な維持管理により、流下能力の確保・向上を図り、浸水被害の軽減に努めていく。

8款 土木費 3項 河川費

(単位:千円)

河川総務費		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
4,267	1,640	515			2,112
【施策の実施】 河川総務に関する事業					
【施策額の内訳】					
	(1) 会計年度任用職員報酬費 他			1,238	千円
	(2) 水門等操作委託(上西、今朝丸、赤川、築地川)			1,958	千円
	(3) 石原川雑草等除去作業委託			188	千円
	(4) 水門等操作人及び雑草除去作業人傷害保険			44	千円
	(5) 県河川協会負担金等			839	千円
				4,267	千円
【施策の評価】 国及び県管轄の宝満川に設置されている水門等の操作を地元へ委託し、水門等の操作を行うことにより、河川からの逆流を防ぎ浸水被害の軽減を図っている。 特に浸水被害に大きな影響を及ぼす築地川樋門、今朝丸水門については、国・県・市・操作員一体となった情報共有を図り、大雨時の対応を実施する必要がある。 また、操作員の高齢化・少数化により、担い手不足が懸念されているため、操作員の労力軽減に向けて国・県へ要望を行っていく。					
河川維持補修事業		都市整備課			
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
79,377			75,000		4,377
【施策の目的】 市管理河川の護岸整備及び修繕を行い、河川災害の発生を予防する。 石原川・鎗巻川において、R4年度に策定した基本計画に基づき、優先度の高いものから河川改修に取り組むとともに、市管理河川や雨水調整池の浚渫等を行い、浸水被害の軽減を図る。					
【施策の実施及び施策額の内訳】 (繰越)					
	(1) 護岸整備工事(鎗巻川) N=1件			8,997	千円
	(2) 調整池土砂撤去工事(若山堤) N=1件			10,203	千円
(現年)					
	(1) 修繕料(河川施設補修) N=5件			3,807	千円
	(2) 手数料(浚渫等) N=7件			5,274	千円
	(3) 委託料(石原川・鎗巻川測量設計業務)			11,635	千円
	(4) 護岸整備工事(鎗巻川) N=1件			6,855	千円
	(5) 調整池土砂撤去工事(若山堤) N=1件			32,570	千円
	(6) 原材料費			36	千円
				79,377	千円
【施策の評価】 市管理河川の護岸整備及び修繕を行い、河川災害に対する一定の防止対策を図ることができた。 石原川・鎗巻川において、河川改修に向けた測量設計業務を実施した。今後工事実施に向け進めていく。 調整池である若山堤においては、土砂撤去工事を実施し、貯留量の向上と環境改善を図った。 今後も引き続き、河川・調整池の治水対策に取り組み、浸水被害の軽減を図る。					

8款 土木費 4項 都市計画費

(単位:千円)

治水対策及び土地利用に伴う排水処理計画策定業務委託					都市計画課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
11,151	5,575				5,576
<p>【施策の目的】</p> <p>本市のインターチェンジ周辺地区においては、交通利便性の高い地区である強みを活かして物流業務系の土地利用が進んでいて、この立地環境を最大限に活かす新たなまちづくりを進めている。特に小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺については、供用開始されることにより新たな土地利用が見込まれるが、当該地区は浸水が想定される地区であるため、今後土地利用を行う際の治水対策の検討(排水ポンプ・調整池の配置等)を行う土地利用基本計画策定業務委託を行うもの。</p> <p>【財源内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金) 5,575千円 <p>【施策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用ゾーニングの検討(土地利用誘導指針の検討及び策定) 土地利用に伴う浸水対策の検討(排水ポンプ・調整池の配置等) <p>【施策額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務委託料 11,151千円 <p>【施策の評価】</p> <p>小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺においては、治水対策の検討結果を踏まえた新たな土地利用の促進を図るため、都市計画手法を活用した基盤整備に取り組み、持続可能なまちづくりを進めていく。</p>					
都市計画基本図修正業務委託					都市計画課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8,514					8,514
<p>【施策の目的】</p> <p>税務課で撮影した最新の航空写真を基に、都市計画基本図の経年変化の修正を行うとともに最新の情報を反映した図面を作成する。都市計画総括図については、都市計画変更による修正を行い、図面に反映し、地図を更新する。</p> <p>【施策の実施】</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市計画基本図の修正(1/2,500:27面、1/10,000:2面、1/15,000:1面、1/25,000:1面) 都市計画総括図用のデータ修正(都市計画施設、用途地域、地区計画等の範囲を明記) <p>【施策額の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務委託料 8,514千円 <p>【施策の評価】</p> <p>都市計画基本図、都市計画総括図等は、令和9年度の小郡市都市計画基礎調査の資料となるとともに、市民への情報提供、県等の関係機関への報告・協議、都市計画変更図書への添付など、都市計画業務で頻繁に使用するものであり、経年変化による修正を行うとともに最新の情報を提供する効果がある。</p>					
地域公共交通費(コミュニティバス)					都市計画課
総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
17,955				2,250	15,705
<p>【施策の目的】</p> <p>市民の生活交通手段を確保し、あすてらすや生涯学習センターなど公共施設への移動を容易にするとともに、特に交通弱者である高齢者や障がい者、妊婦など車の運転が困難な方々の移動手段として、市域の利便性の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【財源内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティバス運行協力金 2,250千円 					

【施策の実施】

- コミュニティバス運行(令和5年4月～令和5年9月) ※令和5年10月から全ルートの運行を休止
- ・運行ルート:4ルート
- ・運行車両:小型低床ノンステップミニバス「日野ポンチョ」:定員27名
- ・運行台数:3台
- ・運行日:月曜日～土曜日(祝日、お盆(8月13日～15日)を除く)(令和5年度運行実績:143日)
- ・運賃:全区間一律100円(小学生未満無料)
- ・運行頻度(1日当り) 1日23便運行
- [端間・大原] (往路3、復路3) [東野・美鈴が丘] (往路4、復路4)
- [横隈・津古] (往路4、復路3) [通勤通学] (往路1、復路1)
- ・乗車状況
- [端間・大原] 6,347人(44人/日) [東野・美鈴が丘] 7,592人(53人/日)
- [横隈・津古] 7,831人(55人/日) [通勤通学] 2,289人(16人/日)
- ・利用者総数24,059人(1日平均168人)

【施策額の内訳】

- ・運行経費補助金 17,955千円
- (運行経費から運賃収入及び広告収入を控除) (うちバス停撤去費用 1,679千円[39箇所])

【施策の評価】

コミュニティバスは平成16年度に運行を開始したが、社会情勢の変化により、運行効率・利便性の低下、利用者数の減少が顕著になってきている。このことから、令和4年10月に宝満川左岸地域(立石・御原・味坂小学校区)での「おごおり相乗りタクシー」の本格運行に伴い、コミュニティバスの立石、御原・味坂ルートを廃止した。宝満川右岸地域(小郡・大原・東野・三国・のぞみが丘小学校区)においては、令和5年10月から新たなオンデマンドタクシー「のるーと小郡」の実証実験を開始したため、コミュニティバスの全ルートの運行を休止した。実証実験による運行実績や利用者アンケート調査の結果に基づき、本格運行への移行や利便性向上のための運行内容の見直しを行い、公共交通の置き換えを行う。

オンデマンドタクシー導入実証実験事業(のるーと小郡)

都市計画課

総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
28,982	607	9,269			19,106

【施策の目的】

宝満川左岸地域においては令和4年10月にコミュニティバスを廃止し「おごおり相乗りタクシー」の本格運行を開始した。一方、宝満川右岸地域においても、路線定期型交通のコミュニティバスの運行効率や利便性の低さに課題を抱えていて、より本市の現状に合う新たな公共交通体系としてオンデマンド型交通の導入を検討するにあたり、令和5年10月からオンデマンドタクシー導入に関する実証実験を実施するもの。

【財源内訳】

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金(新モビリティサービス推進事業) 607千円
- ・生活交通確保対策補助金 8,266千円
- ・近未来MaaS福岡モデル創出事業 1,003千円

【施策の実施】

- ・利用できる方:誰でも利用可
- ・実施期間:令和5年10月2日～令和6年3月31日(実証実験の期間は令和6年9月30日まで)
- ・運行実績:運行日数146日、利用者数12,191人
- ・運行日:月曜日～土曜日(祝日、年末年始(12月31日～1月3日)を除く)
- ・運行時間:7:30～20:00
- ・利用料金:距離別運賃

	2km未満	2～4km未満	4～6km未満	6km以上
一般	200円	500円	700円	1,000円
小学生	100円	300円	400円	500円
乳幼児	無料			

- ・運行方式:ドアtoドア
- ・運行範囲:宝満川右岸地域(小郡・大原・東野・三国・のぞみが丘小学校区)、あすてらす
- ・予約の受付方法:アプリ、電話、WEB(7日前からの事前予約と直前予約に対応)
- ・使用車両:ジャンボタクシー(8人乗り)3台

【施策額の内訳】

- ・デマンドタクシー運行補助金 22,787千円
- ・システム構築委託料 4,452千円
- ・オンデマンドシステム使用料 1,687千円
- ・予約用携帯電話使用料 56千円

【施策の評価】

実証実験による運行実績や利用者アンケート調査の結果に基づき、本格運行への移行や利便性向上のための運行内容の見直しを行い、公共交通の置き換えを行う。また、オンデマンドタクシーを地域の公共交通手段として確保・維持していくため、更なる利用促進と新規利用者数確保を図る。

デマンドタクシー運行事業(おごおり相乗りタクシー)

都市計画課

総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
9,570		1,734		7,836	

【施策の目的】

令和4年10月から本格運行を開始したデマンド型交通「おごおり相乗りタクシー」は、宝満川左岸地域(立石・御原・味坂校区)の現状に合った新たな公共交通体系として、地域住民が鉄道、公共施設、商業施設や医療機関等へ移動する際の生活交通手段を確保・維持するとともに、市域の公共交通の運行効率や利便性の向上を図ることを目的とする。

【財源内訳】

- ・生活交通確保対策補助金 1,734千円
- ・まちづくり支援基金 7,057千円
- ・企業版ふるさと納税寄附金 779千円

【施策の実施】

- ・利用できる方:立石・御原・味坂校区にお住まいの方
- ・実施期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日
- ・運行実績:運行日数149日、利用者数3,012人
- ・運行日:火曜日、金曜日、土曜日(祝日、お盆(8月13日～15日)、年末年始(12月31日～1月3日)を除く)
- ・運行時間:8:00～17:00
- ・利用料金:1回の乗車あたり一律400円(小学生200円、乳幼児無料)
- ・運行方式:自宅⇄指定施設間、指定施設⇄指定施設間を運行(事前予約制)
- ・指定施設:立石・御原・味坂校区内の鉄道駅、公共施設、商業施設、医療機関等
※立石・御原・味坂校区外の施設も一部指定(西鉄の急行停車駅、イオン小郡、市内全域の医療機関など)
- ・予約の受付方法:電話、WEB
- ・使用車両:小型タクシー2台

【施策額の内訳】

- ・デマンドタクシー運行補助金 8,531千円
- ・オンデマンドシステム使用料 1,011千円
- ・予約用携帯電話使用料 28千円

【施策の評価】

令和4年10月の本格運行以後も利用者数は増加傾向を維持している。今後もデマンドタクシーを地域の公共交通手段として確保・維持していくため、利用実績等の分析を行い運行方法の見直しを行いながら、更なる利用促進と新規利用者数確保を図る。

公園管理費

まちづくり推進課

総 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
76,951			15,900	266	60,785

【施策の目的】

公園の安全性、快適性を確保し、市民の憩いの場とするため、公園の機能維持を図る。

【施策の実施及び施策額の内訳】

市内公園・緑地138箇所の維持管理

- ① 光熱水費 3,243 千円
 - ② 修繕料(遊具、フェンス、照明、トイレ等) 5,585 千円
 - ③ 管理委託料(樹木剪定・伐採・消毒、除草、清掃、遊具点検等) 45,223 千円
 - ④ 借地料(城山公園内ため池、駐車場、花立山山林) 3,836 千円
 - ⑤ 公園整備工事(北中尾公園園路改修) 17,753 千円
 - ⑥ その他(消耗品費、通信料、保険料、トイレリース料、原材料費等) 1,311 千円
- 計 76,951 千円

【施策の評価】

市民の憩いの場として公園を快適で安全に利用できる様に、除草、清掃、施設修繕、樹木剪定などの維持管理を行っている。また、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、北中尾公園の園路の改修を行った。

公園施設長寿命化対策事業

まちづくり推進課

総額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
30,003	15,000		15,000		3

対象となる都市公園39箇所 H28～

【施策の目的】
公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具の更新を行い、公園の安全性・快適性の向上を図る。

【施策の実施及び施策額の内訳】
都市公園4箇所の遊具更新(北浦公園、脇田公園、西島公園、鈴隈公園)
工事費 30,003千円(遊具更新工事) 繰越30,000千円+現年3千円

【施策の評価】
老朽化した遊具の更新を実施したことで、対象公園の安全性・快適性が向上した。公園施設の適切な維持管理に努め、利用者が安全で快適に利用できるよう、計画に基づき引き続き事業を行っていく必要がある。

下水道事業会計繰出金

下水道課

総額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
518,551			14,100		504,451

【施策の目的】
最近における社会経済情勢の推移、下水道事業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、下水道事業の経営基盤の強化と整備促進を図ることを目的とする。

【施策の実施】
下水道事業に要する経費のうち、総務副大臣通知に基づく一般会計が負担すべき経費について、地方公営企業繰出基準に従い基準内の繰出を行った。また、今年度は緊急自然災害防止対策事業債の対象となる流域治水対策事業に要する経費について、基準外の繰出を行った。
なお、基準内の繰出については、その一部が地方交付税等において考慮されるものである。

【施策額の内訳】

(単位:千円)

下水道事業会計繰出金	518,551
下水道事業負担金	361,315
雨水処理に要する経費(減価償却費・利子償還金・維持管理費)	21,335
分流式下水道等に要する経費	296,969
流域下水道の建設に要する経費(臨時措置分に係る利子償還金)	12,686
下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	4,559
高度処理に要する経費	21,067
下水道事業債(特別措置分)の利子償還に要する経費	906
緊急下水道整備特定事業(臨時措置分及び特例措置分)の利子償還に要する経費	2,999
地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	776
臨時財政特例債の利子償還に要する経費	18
下水道事業出資金	143,136
雨水処理に要する経費(用地に係る元金償還金・建設改良費)	220
流域下水道の建設に要する経費(臨時措置分に係る元金償還金)	56,679
下水道事業債(特別措置分)の元金償還に要する経費	57,190
緊急下水道整備特定事業(臨時措置分及び特例措置分)の元金償還に要する経費	28,506
臨時財政特例債の元金償還に要する経費	541
下水道事業補助金	14,100
基準外 緊急自然災害防止対策事業債繰出金(流域治水対策事業に要する経費)	14,100

【施策の評価】

- 前年度との比較や進捗状況
前年度繰出金513,425千円と比較し、5,126千円の増額となった。
増額の主な理由は、前年度よりも分流式下水道等に要する経費は減少したが、今年度は緊急自然災害防止対策事業債の対象となる流域治水対策事業に要する経費を繰出したためである。
- 課題や施策を進めるうえでの留意点等
地方公営企業繰出基準に基づいた適切な繰出を行うことである。
- 今後の見直し点や方針等
地方公営企業繰出基準に基づいた繰出を実施することで、下水道事業の経営基盤の強化と整備促進を図るとともに、適正な経費負担の実現に努める。

8款 土木費 5項 住宅費

(単位:千円)

市営住宅維持補修事業						都市計画課											
総 額	財 源 内 訳																
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源												
10,511					10,511												
<p>【施策の目的】 住宅の修繕及び管理委託を行うことにより機能の維持を行う。</p> <p>【施策の実施／施策額の内訳】</p> <p>(1)修繕料 6,376千円 (2)委託料 3,618千円 (3)その他 517千円</p> <p>市営住宅団地名及び管理戸数</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)長松住宅 56戸</td> <td>(5)小板井住宅 17戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)下岩田住宅 16戸</td> <td>(6)駅前住宅 20戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)井上第1住宅 56戸</td> <td>(7)若山南住宅 5戸</td> <td>合計 230戸</td> </tr> <tr> <td>(4)井上第2住宅 60戸</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【施策の評価】 ガス給湯器の交換などの住宅修繕及び住宅の管理委託を行うことにより、入居者が安心して生活できる環境を整備した。</p>						(1)長松住宅 56戸	(5)小板井住宅 17戸		(2)下岩田住宅 16戸	(6)駅前住宅 20戸		(3)井上第1住宅 56戸	(7)若山南住宅 5戸	合計 230戸	(4)井上第2住宅 60戸		
(1)長松住宅 56戸	(5)小板井住宅 17戸																
(2)下岩田住宅 16戸	(6)駅前住宅 20戸																
(3)井上第1住宅 56戸	(7)若山南住宅 5戸	合計 230戸															
(4)井上第2住宅 60戸																	